

2018 年度 高等学校等就学支援金（国）受給申請書または収入状況届出書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2018 年度の就学支援金（国）受給について、それぞれの家庭状況に応じて書類を作成提出していただきます。今回の書類提出により、2018 年 7 月～2019 年 6 月の受給金額（0 円～24,750 円/月）が決定します。同封の「記入例」（A4 両面刷り）をよく読んで作成し提出して下さい。記入例のどのパターンにも当てはまらない場合は個別にサポートしますので本校事務室会計課（0721-53-5281）までお問い合わせ下さい。以下、ご注意ください。

- 昨年は就学支援金（国）と支援補助金（府）の申請書について同時に提出でしたが、今年度は別々に申請書類を提出することになりました。
- 所得証明（課税証明）は今年度（平成 30 年度）の原本を提出（コピー不可）して下さい。ふたり親家庭は 2 枚（※）、ひとり親家庭の場合は 1 枚を記入済みの申請書類と一緒に「提出用封筒」に入れて 9:30～16:20 の間に直接事務室の提出ボックスに提出して下さい。

※ 右上に「学年・組・番号・生徒氏名」を書いておくこと。

（例：3-7-18 暁光太郎）

※ 所得証明（課税証明）6/1 以降に市町村役所などで取得可能ですが市町村により発行開始が多少遅れる場合があります。発行可能日はお住まいの地域の市町村役所にお問い合わせ下さい（河内長野市は 6/4 からの予定との情報あり）。

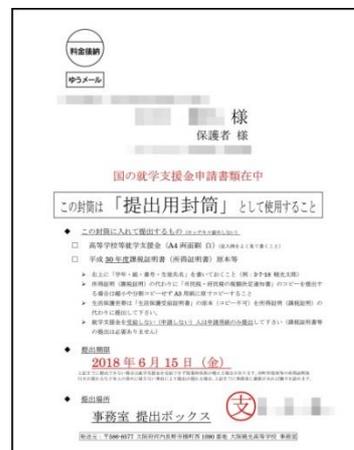
※ ふたり親家庭で配偶者控除の証明ができていないのにひとり分の 1 枚だけを提出しないようご注意ください。1 枚でも大丈夫か自信がない場合はふたり分を提出して下さい

※ 所得証明（課税証明）が A4 サイズより小さい場合は A4 サイズの用紙に貼り付けて下さい。

※ 所得証明（課税証明）の代わりに「市民税・府民税の税額決定通知書」のコピーを提出する場合は縮小や分割コピーせず A3 用紙に原寸コピーしてください。

※ 生活保護世帯は「生活保護受給証明書」の原本（コピー不可）を所得証明（課税証明）の代わりに提出して下さい。

- 提出期限は 6 月 15 日（金）です。市町村役所等の所得証明発行日が遅れるなど本人の責めに帰さない事由により提出が遅れる場合、期限までに事務室に連絡があれば猶予を認めます。
- 期限間際の提出で不備がある場合、就学支援金が受給できなくなる場合がありますので十分注意して下さい。
- 大阪府在住の方は府の支援補助金申請（6 月下旬予定）の際、昨年度（平成 29 年度）の所得証明の提出を求められる予定です。



送られてきた茶封筒を
提出用として再利用